

「社協」は社会福祉協議会の略称です。

社協ら・くろい

令和3年
9.1
No.87
2021

編集・発行 社会福祉法人袋井市社会福祉協議会

本所：〒437-0061 袋井市久能2515番地の1 はーとふるプラザ袋井（袋井市総合健康センター）

TEL. (0538)42-7914・43-3020 FAX. (0538)43-6305

支所：〒437-1192 袋井市浅名1028番地 TEL. (0538)23-9229 FAX. (0538)23-6150

URL <http://www.fukuroi-shakyo.or.jp> E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp



赤い羽根 共同募金運動

10月1日全国一斉にスタートします

皆さまからお寄せいただく善意の募金は、

- ◎安心・安全なまちづくりに
- ◎子育てや高齢者、障害のある方を応援する活動に
- ◎災害に備えた準備金に

市内で寄せられた募金は、私たち袋井市の福祉活動のために活用させていただきます



ご協力
よろしくお祈りします

つながりをたやさない

清水エスバルスとジュビロ磐田は赤い羽根共同募金を応援します。

障害者の自立した生活のために
つながりをたやさない社会づくりのために
コロナ禍における孤立防止のために
こども食生活生食会に障害者施設で作ったケーキをプレゼント

じよんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金
社会福祉法人静岡県共同募金会 <http://www.shizuoka-shakihane.or.jp/>

手間なく 気軽に 社会貢献

“社会貢献型自動販売機の設置にご協力を”



赤い羽根のマークや「ハートフル募金」の表示がついている自動販売機（社会貢献型自動販売機）で、飲み物を購入していただくと、売上げの一部が赤い羽根共同募金に寄付されます。また、福祉施設などの団体や企業の皆さまには、社会貢献のひとつとして設置（切り替え）していただける事業所を募集しています。お気軽にご相談ください。

募集

「令和3年7月大雨災害静岡県義援金」の募集について

7月に静岡県東部地域で発生した土石流災害、床上床下浸水等で被災された方々を支援するため、静岡県共同募金会では義援金を募集しています。くわしくは、静岡県共同募金会または社会福祉協議会までお問合せください。



**あたたかい気持ちありがとうございました。
本年度もご協力よろしくお願いたします。**



昨年度の「赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金」運動には住民の皆様をはじめ、市内の企業・事業所・商店の皆様、自治会や民生委員児童委員協議会など各種団体の皆様方のご理解、ご協力のもと、多くのご芳志を賜り厚くお礼申し上げます。お寄せいただきました尊いお金は、下表のとおり有効かつ適切に使わせていただきます。

また、本年度の募金運動も10月1日から12月31日までを中心に全国一斉に実施されます。昨年度同様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

≡『赤い羽根共同募金』≡

令和2年度 募金実績			募金使途（令和3年度事業等）	
募金区分	実績額	備考	地域福祉推進組織助成（14地区） （高齢者・障害児サロン、子育てサロンへの助成）	2,500,000
戸別募金	5,408,520		福祉団体活動費助成（8団体）	1,970,000
特別募金	1,355,583	514件（企業・商店・個人）	福祉教育実践校助成（18校）	540,000
学校募金	236,714	市内の小・中・高・大・専・支援	総合相談支援事業	264,000
街頭募金	14,837	9回（駅前・スパー）	自治会管理の遊具への助成	250,000
職域募金	221,404	86件	火災・風水害被災者見舞金	100,000
その他募金	636,462	図書カード・自販機募金 他	共同募金運動広報啓発費	255,986
募金総額	①7,873,520		令和3年度共同募金事務費	270,000
			広域配分額 ※	3,270,000
			計（①＋②＋③） ※	9,419,986

※広域配分額とは、静岡県共同募金会により社会福祉施設や県域の団体等に配分され、利用者がより充実した活動が行えるよう、施設の安全対策や老朽化した設備の買換え等に充てられています。

※令和2年度の募金総額（①7,873,520円）へ、下記の歳末たすけあい募金差額（②537,094円）が加算されるとともに、令和2年度新型コロナウイルス感染予防による事業中止分である静岡県共同募金会への返還金（③1,009,372円）が再助成されます。

令和2年度に広域配分（赤い羽根共同募金）の助成を受けた市内の福祉施設及び団体		
施設種類	施設・団体名	活動・機器整備の内容
障害福祉サービス	風の森	施設改修工事
	なごみかぜ工房	製氷機整備事業
軽費老人ホーム	ケアハウス紅紫菀	本館2階サンルーム・食堂雨漏り補修工事

≡『歳末たすけあい募金』≡

令和2年度 募金実績			募金使途（令和2年度配分内容）		
募金区分	実績額	備考	配分	実績額	備考
戸別募金	2,701,340		歳末たすけあい見舞金	2,983,800	市内の生活困窮者へ配分 108世帯、153人
特別募金	912,388	95件（企業・事業所）	事業経費	30,600	照会手数料300円×102人
職域募金	58,766	17件	歳末たすけあい募金運動事務費	121,000	令和3年度共同募金事務費
募金総額	3,672,494		計	3,135,400	

※（募金総額-募金使途分）差額②537,094円は令和3年度に静岡県共同募金会から配分される赤い羽根共同募金に加算し、袋井市へ配分されました。

手間なく 気軽に 社会貢献

“インターネットを通じた募金”

インターネットを通じた募金システムから、袋井市への寄付申込ページが設けられています。（以下のURLから募金ができます）

<https://hanett.akaihane.or.jp/donate/entry/100/22/22216/>

窓口にお出かけしなくても、支援を必要とする方々へ皆様の思いやりが届けられます。



ネットで寄付する

歳末たすけあい募金見舞金助成事業のご案内

～あたたかいお正月を迎えていただくために～

今年も12月1日より「歳末たすけあい運動」が始まります。

この運動は「みんなでささえあう あたたかい地域づくり」を目的に新たな年を迎えるときに、袋井市内の支援を必要とする人たちが、地域で安心して暮らしていただくための「ささえあいの運動」です。歳末たすけあい募金の助成を希望される場合は、申請手続きが必要です。

◎ 対象となる世帯について（在宅で生活をされている下記に該当する世帯）

※生活保護世帯は除く

■市内在住で世帯全員が住民税非課税であり、次のいずれか1つに該当する世帯（在宅に限る）

- 1 児童扶養手当の全額を受給し、満18歳未満の子どものいる世帯
- 2 就学援助を受けている世帯
- 3 身体障がい児・者のいる世帯（身体障害者手帳1級または2級取得）
- 4 知的障がい児・者のいる世帯（療育手帳AまたはB取得）
- 5 精神障がい者のいる世帯（精神保健福祉手帳1級または2級取得）
- 6 要介護者のいる世帯（要介護4または要介護5の認定）
- 7 その他特別な理由により著しく生活にお困りの世帯



◎ 申請書の提出について

- 申請書 ①裏面4ページの申請書を切り取ってのご利用可
設置場所 ②社会福祉協議会本所（はーとふるプラザ袋井内）
③社会福祉協議会支所（浅羽支所内）
④袋井市役所（しあわせ推進課社会福祉係窓口）
- 申請方法 「歳末たすけあい募金見舞金助成申請書」に必要事項を記入の上、世帯非課税の証明ができる「課税証明書（税額欄0）」原本、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（区分才）または「介護保険負担限度額認定証」のいずれかの写し、上記1～6を証明する書類の写しを添付してください。
- 提出方法 ①袋井市社会福祉協議会窓口へ直接持参（土日・祝日は除く）
②民生委員・児童委員を通じて提出
③郵送（郵送先：袋井市社会福祉協議会）
- 受付期限 令和3年10月1日（金）～令和3年11月5日（金）必着
（窓口へ提出の場合は午後5時15分まで）
- 助成方法 配分決定世帯には、12月下旬頃に担当地区民生委員・児童委員が直接お届けします。
※直接申請をされた方についても民生委員・児童委員がお届けします。
- 助成金額 募金実績と配分世帯数により決定されます。

◎ その他

- 申請書に記載された個人情報は、本事業の目的以外には使用いたしません。
- 締切日を過ぎての申請はできませんのでご注意ください。
- 申請後に住所や世帯状況が変わった場合は、速やかに申請先へご連絡ください。

問合せ・申請先

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会（はーとふるプラザ袋井内）

〒437-0061 袋井市久能2515-1 電話：0538-42-7914 FAX：0538-43-6305

(様式第1号)

年 月 日

社会福祉法人 袋井市社会福祉協議会会長 宛

歳末たすけあい募金見舞金助成申請書

歳末たすけあい募金見舞金助成を希望するため、助成条件確認書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな				生年月日			
	氏名				年 月 日			
	住所 (〒437-)				性別	男 ・ 女		
	袋井市				電話番号			
世帯構成等	続柄	氏名	生年月日	職業/学校	続柄	氏名	生年月日	職業/学校
	申請者							
年 月 日現在、袋井市に住所を有し世帯全員が住民税非課税世帯で生活保護世帯を除く								
該当区分に○をつける	1 児童扶養手当の全額受給世帯 (高等学校在学中は対象)							
	2 就学援助を受けている世帯							
	3 身体障がい児 (者) のいる世帯 (身体障害者手帳1級又は2級取得)							
	4 知的障がい児 (者) のいる世帯 (療育手帳A又はB取得)							
	5 精神障がい者のいる世帯 (精神障害者保健福祉手帳1級又は2級取得)							
	6 要介護4又は要介護5の要介護認定者を自宅で介護している世帯							
	7 その他特別な理由により著しく生活にお困りの世帯 ()							
同意書								
私は、歳末たすけあい募金見舞金助成申請にあたり、会長に世帯全員の住民税課税状況及び必要に応じて、上記1から6の項目に関する情報について関係機関等に照会することに同意します。								
氏名 印								

- ※ 申請者は、上記の太線枠内のみ記入してください。下記への記入は不要です。
- ※ この申請書に記載された個人情報や添付書類は、本事業以外の目的には使用いたしません。
- ※ 申請者およびその家族の情報は、担当地区民生委員児童委員に提供します。

確認欄	助成条件 確認書類	1 課税証明書類 (税額の欄が「0」である)	確認者印	
		2 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証 (区分は「オ」)		
3 介護保険負担限度額認定証				
4 児童扶養手当証書				
5 就学援助に係わる継続 (新規) 認定申請の審査結果について				
6 身体障害者手帳	9 介護保険被保険者証			
7 療育手帳	10 その他			
8 精神障害者保健福祉手帳	11 なし			
※ 1から3のいずれか及び4から10のいずれかの提示をお願いします。				
申請方法	1 本人申請	2 民生委員・児童委員経由		3 郵送

※下記の太枠内は民生委員児童委員が記載

地区民生委員児童委員		配分額	申請者領収欄
第 地区民児協	氏名		年 月 日
			印

※「申請者領収欄」への記入は、申請者と同一世帯の方でも構いません。



生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）のご案内

生活困窮者等の経済的な自立と生活の安定を図ることを目的としています。生活困窮者自立支援と連携した制度です。

「教育支援資金」は、生活福祉資金の一貸付制度で、進学や就学の継続を支援し、世帯の将来的な自立に繋げることを目的としています。在学中から卒業後に就職して返済を終えるまで、継続的に相談支援をします。

●教育支援資金の概要

貸付対象：学費等の捻出が困難で、他からの借入れが困難な場合、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯。（※収入基準があり）

※外国人の方の場合、在留資格条件や、現在の住居に6か月以上在留し将来にわたり永住する見込みがある方など条件があります。

資金種類	資金用途	資金限度額	貸付利子	貸付期間
教育支援資金 教育支援費	就学期間中等の必要経費	高等学校：35,000円 短期大学：60,000円 高等専門学校：60,000円 大学：65,000円 ※いずれも月額	無利子	原則10年以内 (最長20年以内)
教育支援資金 就学支度費	入学経費等の必要経費	500,000円(入学時のみ)	無利子	原則10年以内 (最長20年以内)

●留意事項 ～貸付にあたり、以下の点にご理解ください。

- ・世帯単位の貸付制度です。
- ・申込者は、原則として学費の捻出が困難な低所得世帯の学生です。
- ・他の貸付制度の活用が優先です。
(日本学生支援機構の奨学金、母子福祉資金等他の貸付制度が優先されます。)
- ・すでに払い終えている経費や購入等の契約が済んでいる経費は、貸付対象になりません。
- ・資金を借り受けるには、民生委員・児童委員による面接が必要です。貸付から返済完了まで民生委員・児童委員による相談援助活動を行います。
- ・返済期間内に返済完了できない場合は、残元金に対して3%の延滞利子がかかります。



☎ご相談のお申し込みは、事前予約制となります。まずは、電話にて生活支援係までお問い合わせください。

成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方たちがその人らしく安心して暮らせるよう、生活や財産を守るため、法的に様々な支援をする制度です。

Q1 成年後見制度にはどのような種類がありますか。

A1 成年後見制度には大きく分けて「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つの種類があります。

成年後見制度

任意後見制度

「判断能力が低下する前」に「本人」がサポートしてくれる人を選びます。



法定後見制度

「判断能力が低下した後」に「家庭裁判所」がサポートしてくれる人を選びます。

Q2 法定後見制度とは何ですか？

A2 本人の判断能力が低下し生活に支障が出たときに、本人や家族などが裁判所に申立を行います。

また、判断能力の度合いに応じ「補助」「保佐」「後見」の3種類のサポート制度に分かれます。

高 ← 判断能力 → 低

補助 保佐 後見

- 補助** サポートを受ければ契約などの際に安心。
- 保佐** サポートを受ければ契約などができる。
- 後見** サポートを受けても契約などができない。

※「契約など」とは、福祉サービスの利用や不動産の売買など契約書を取り交わす行為の意味や内容を理解し判断することをいいます。

問合せ

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会 生活支援係

TEL 43-3020 FAX 43-6305 E-mail csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp

新会長あいさつ



会長 村松 尚

初秋の候、皆様には御健勝にお過ごしのことと存じます。

日ごろ社会福祉協議会に対し、温かい御支援と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

池谷之男前会長の後を受けまして、6月24日付けで会長に就任いたしました。もとより、浅学非才でございますが、歴代会長さんの優れた手腕と業績に思いをいたすとき、果たしてこの重責を全うし、御期待に添うことができるかどうか、危惧しておりますが、このうえは全精力を傾注し、この大任を果たしたいと念願している次第でございます。

さて、本年度は、地域福祉推進の中核として位置づけられた社会福祉協議会に課せられた責務を果たすため、令和2年度に策定いたしました第4次袋井市地域福祉推進計画に基づいて、計画的かつ充実した事業実施に努め、より多角的な視点で、福祉の基盤整備やサービス提供を効率的に進めてまいります。

また、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指し、一層努力してまいりますので、皆様方の御支援・御協力をお願い申し上げます。

その実現に向けて次の目標を掲げます。

- 1 地域の支え合いのための仕組みづくり
 - 2 地域福祉の担い手づくり
 - 3 包括的に支援するための基盤整備
- 誠に粗辞ではございますが、会長就任の御挨拶とさせていただきます。

新役員・評議員の紹介

役員：令和3年6月24日から令和5年6月の定時評議員会の終結の時まで
評議員：令和3年6月24日から令和7年6月の定時評議員会の終結の時まで

監事
評議員

理事
常務理事
副会長
会長
顧問

岩本 英樹	袴田 定男	山本 季男	山下 次男	山崎 正太郎	鈴木 克江	岩本 武夫	鈴木 みちえ	荒井 伸喜	石黒 寛一	松本 芳廣	金原 正佳	袴田 政範	鈴木 孝夫	藤城 秀雄	鈴木 浩	宮内 禎久	鈴木 一夫	白鳥 宏	石黒 正男	藤田 安	三崎 功	辻 邦到	西尾 誠司	永田 進	乗松 里好	田中 利宏	村松 尚	市議会議長 戸塚 規之
	増井利司夫	榑原 俊孝	村越 和彦	田中 元壽	大場 正昭	白井 光三	加藤三千壽	小杉 幸一	村上 隆	中田 紀天	兼子千津子	山本 正昭	高橋 正則	名倉 正一	太田貴代志	大田 強	鈴木修一郎	川越 健司		荒木 行雄	村井 勝彦	曾我 裕一	原田 真二	朝比奈 馨		山本 寛		大場 哲夫

令和2年度社会福祉法人袋井市社会福祉協議会事業報告

令和2年度は、「第4次袋井市地域福祉推進計画」を市民の皆様から御意見を伺いながら行政と協働して策定したほか、高齢者のふれあい・いきいきサロンに加えて、子育て・障がい児の新規サロン開設に向けて、新たに子育てほっと茶話会事業を開催したほか、子どもたちの福祉の学びを支援する福祉教育支援サポーターの養成を行い、地域福祉の担い手の養成にも取り組みました。

相談業務においては、新たに、なんでも相談会を開催するなど、丸ごと相談（断らない相談）及び社会とのつながりや参加の支援を行うなど「つながり続ける」伴走支援に努めました。

ここに関係各位に厚く御礼申し上げますとともに、引き続き、格別の御支援をお願い申し上げます。

- ・子育てほっと茶話会の開催（10人参加）
- ・見守りネットワークづくり（市内69箇所実施）
- ・小地域活動学習講座の開催（38人参加）
- ・地域福祉講演会の開催（72人参加）
- ・成年後見推進委員会（3回）及び法人後見受任（2件）
- ・地域福祉ネットワーク委員会の開催（10人参加）
- ・「第4次袋井市地域福祉推進計画」の策定（令和3年度～令和7年度）
- ・民生委員児童委員協議会への活動支援（活動費755千円助成）
- ・被災者の災害見舞い活動（見舞金：火災1件30千円）



1 社会福祉協議会の充実強化

- ・普通会員 22,820世帯（11,410千円）
- ・賛助会員 151件（331千円）

2 地域福祉活動の推進

- ・福祉施設連絡会の開催（7法人10人参加）
- ・地域福祉連絡会の開催（26人参加 地域福祉推進組織助成金14地区5,669千円）
- ・地域福祉懇談会（研修会含む）の開催（8地区 延628人参加）
- ・ふれあい・いきいきサロンボランティア養成講座の開催（37人参加）
- ※ふれあい・いきいきサロン実施グループ75グループ（新規2グループ増）
- ・子育て家庭応援事業の開催（12組 36人参加）

11 福祉教育の推進

- ・福祉教育実践校の活動援助と連絡会の開催（市内小・中・高18校へ活動費540千円助成）
- ・小・中学生ふれあい体験事業の開催（40人参加）
- ・やさしい心啓発事業の実施（応募点数 絵画49点、標語435点）

12 相談事業の推進

- ・福祉総合相談事業の実施（17件）
- ・心配ごと相談事業の実施（26件）
- ・結婚相談事業の実施（189件、登録者数123名・結婚成立者数2人）
- ・法律相談事業の実施（41件）
- ・こころの相談事業の実施（5件）
- ・ひきこもり相談（交流会「いっぽ」）の開催（2回 延13人参加）
- ・生活自立相談センターの開設（延相談件数3,370件 899人）
- ・なんでも相談会の開催（8件）
- ・生活困窮者就労支援ネットワーク会議（6人参加）
- ・フードバンク・フードドライブ事業の実施（1,238kgの食糧支援、2,498.5kgの食品寄贈）

13 福祉資金貸付事業

- ・生活福祉資金の貸付業務（7件 1,716千円貸付）

14 共同募金運動の推進

- ・赤い羽根共同募金（募金額7,874千円 地域福祉推進組織及び8福祉団体への助成金等に活用）
- ・歳末たすけあい募金（募金額3,672千円 生活困窮108世帯153人に配分）



15 善意銀行の運営

- ・金品の預託（現金11件150千円、物品132件）及び金品の払い出し（36人へ550千円）

16 その他

- ・介護者ほほえみの会、子ども会育成連合会、手をつなぐ育成会、青年学級「わ」、ボランティア連絡協議会、遺族会の活動・事務支援

3 在宅福祉活動の推進

- ・楽笑教室の実施（延246回 延利用者数3,702人）
- ・マイクロバスの貸出（39回）
- ・日常生活自立支援事業の推進（契約件数5件 生活支援員等280件稼働）
- ・車椅子の貸与（延貸出回数160台）

4 介護保険事業の推進

- ・居宅介護支援（延ケアプラン作成数1,686人）、訪問介護（延784人）
- ・袋井南部地域包括支援センターの運営（延計画作成数1,914人、延相談件数2,976件）
- ・認知症カフェの開催（7回 延52人参加）
- ・認知症サポーター養成講座の開催（16回 延342人参加）
- ・袋井南部圏域つながり部交流会の開催（184人参加）

5 障害福祉サービスの推進

- ・居宅介護（延144人）、同行援護（延29人）、外出介護（延4人）、養育支援（延7人）

6 啓発活動の推進

- ・「社協ふくろい」及び「ぼらんていあ通信」の発行（年4回、市内全世帯配布）
- ・社会福祉事業功労者・協力者等への表彰（表彰・感謝状64団体・個人へ贈呈）

7 高齢者福祉活動

- ・笠原老人福祉センターの管理・経営（延利用者数1,682人）

8 児童福祉活動

- ・子どもの遊び場遊具整備助成事業（2自治会へ150千円助成）
- ・笠原児童館の管理・経営（延利用者数2,027人）

9 障害児（者）福祉活動

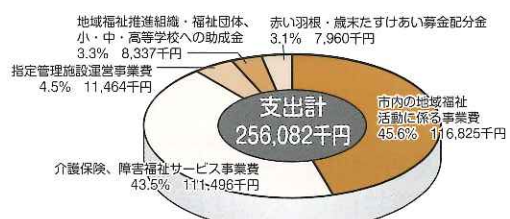
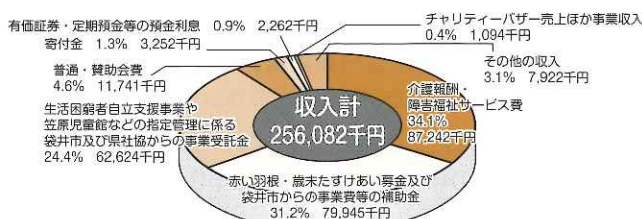
- ・移動支援事業（車椅子用リフト付ワゴン車）及びハンディキャブ貸出事業（車椅子用スロープ付軽車両）の実施（延利用件数201件）

10 ボランティア活動

- ・ボランティア相談の実施（39件）
- ・各種講習講座（6講座）及び福祉フェスタの開催（延149人参加）
- ・ボランティアセンターの運営（延利用者数1,325人 保険加入1,579人）
- ・ボランティア連絡協議会への活動支援（12グループ、190人 活動費250千円助成）
- ・災害ボランティアネットワーク委員会（11人参加）



令和2年度社会福祉法人袋井市社会福祉協議会資金収支計算書



※令和3年5月7日、監事に各会計帳簿、証拠書類、預金通帳等を照合していただいた結果、令和2年度の法人の事業報告、附属明細書、計算関係書類及び財産目録については、関連する法令並びに定款に従い、いずれも適正であることを確認していただきました。

6月17日 地域福祉連絡会を開催しました

14コミセン単位の地域福祉推進組織（地域福祉推進委員会またはまちづくり協議会福祉部等）において、小地域福祉活動の推進を図り、情報意見交換を通して、組織の充実・強化を図ることを目的として開催しました。

各地区において、住民主体のふれあい・支え合い活動を推進し、それぞれの地域の特性を生かした福祉活動を推進されており、懇談会、福祉・健康講座、配食サービス、見守り活動、サロン交流会などの実践活動をしています。今後も社協では、各地区の地域福祉活動事業の実施について、総合的な相談支援を行っていきます。

今回は、袋井南まちづくり協議会の「袋井南サポートセンター」を紹介します。



袋井南サポートセンター (South Support Center) の活動が始まりました!

袋井南地区の住民による「お互い様」精神の「お手伝い」の活動です。地域にお住いの皆様が、『この街でいつまでも自分らしく生活したい…』その気持ちを大切に、活動しています。



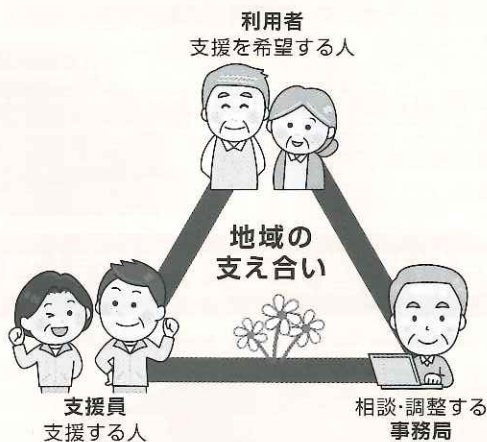
<支援内容>

- ・家の敷地内の草取り、水やり
- ・庭木の刈り込み
- ・ごみ出し（可燃ごみ・資源ごみ）
- ・軽微な修繕（電球品交換等）
- ・生活必需品の買い物代行
- ・通院等の付き添い

※車両を使用する支援は検討中。

<料金>

30分300円
その後30分毎300円



支援する人も、利用できる人も、事務局も全員『袋井南地区の住民』です。

なぜ袋井南サポートセンターの立ち上げを検討しようと思ったのですか？

⇒平成30年度に袋井南地区内にお住いの65歳以上の方1,171人に、生活を送る上で困っていることについてのアンケートを実施したところ、困っていることとして①買い物や通院等の移動、②家事（自宅の草取りや電球の交換、家の掃除など）、③話し相手などが挙げられました。それらの困りごとの解決として、地域の情報を記載した「お助けハンドブック」を作成し、敬老会で配布をしたり、「自治会アンケート調査」を実施して地域の実情を把握をしました。

これでは、困りごとの解決に至らず、令和2年度より生活支援活動の検討を重ね、令和3年3月より「袋井南サポートセンター」の活動をスタートしました。

7月2日 ふれあい・いきいきサロンボランティア 養成講座を開催しました

「ふれあい・いきいきサロン」のさらなる推進を図るためのボランティア養成として、サロングループの新規開設と既存のサロン担い手の後継者（ボランティアスタッフ）育成を目的に、サロン活動に興味がある人、サロン開設を考えている人、合計85人に参加いただき、今井コミュニティセンター1階多目的ホールで開催しました。

社協から、ふれあい・いきいきサロン活動についてと支援内容について（保険、助成金等）説明し、事例発表では、平成30年度に開設した「わくわくサロン太田」が発表しました。講座を通し、現在のサロン活動が、継続して地域内で実施できるように、自治会役員等の活動団体と上手に結び付き、活動維持できる土台作りが大切ではないか、という視点を参加者全員で共通認識できました。

また、自分たちがボランティアをしている姿をこれからを担う若い世代の方々に見ていただくことで、地域内の担い手確保へつなげ、サロン活動の必要性を発信し、小地域活動の重要性も共通理解できました。今の世の中だからこそ、小地域の結び付きがより大事であるとの思いから、こちらの予想よりはるかに多い定員の3倍近い方に御応募いただき、市民の意欲的な姿勢が見受けられました。



「わくわくサロン太田」事例発表

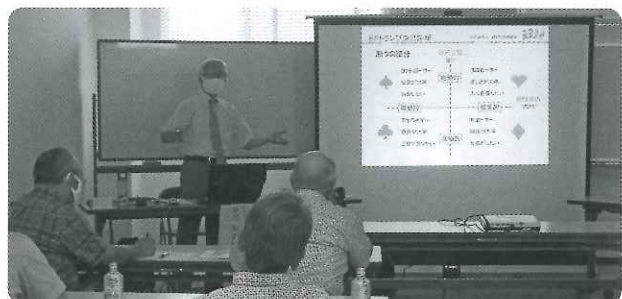


参加者が熱心に説明を聞いています

7月7日、14日、20日シニア世代社会参加支援事業 「ライフシフトセミナー」を開催しました

NPO法人静岡団塊創業塾を講師として「ライフシフトセミナー」を開催し、延べ20人が参加されました。

講演会とワークショップを行い、講演会ではZOOMを使用しながら、講師の原田和正氏と鈴木秀利氏が“セカンドライフ”について、事例も含めて分かりやすくお話して下さいました。ワークショップでは、ゲームなどを通して参加者が自分自身についての理解を深めたり、参加者同士で想いを語り合ったりして楽しく有意義な時間を過ごしました。今後、地域で活動していくためのヒントが、たくさん得られた3日間になりました。今回参加された方を含め、袋井市の様々な方々が社会へ参加をすることを支援する活動を続けていきます。



原田和正氏による講演



「自分探し」についてのワークショップ

ぼらんていあ通信

volunteer communication

第87号

募集

災害ボランティア養成講座を開催します

いつ起こるかわからない災害に備え、発災時に支援活動をするボランティアの育成を目的として、災害ボランティア養成講座を開催します。コロナ禍において必要となるICTの技術についても併せて学びます。災害時、地域のために何かしたい！という思いの方、災害ボランティアの活動に興味のある方がいましたら、ぜひご参加ください。

日時 令和3年9月12日（日）午後1時30分～午後3時30分

場所 袋井市ボランティアセンター（久能2515-1）

内容 ①「災害ボランティアの活動の実際」「災害ボランティアの心得」
②「災害ボランティアとして活動するための事前準備について」
③災害ボランティアで使えるICT活動術
（ZOOMでミーティングをやってみよう）



持ち物 スマートフォン及びタブレット

（お持ちでない場合でも御参加いただけます）

※通信料は参加者の方の負担となります。会場では、袋井市のフリー Wi-Fi がご使用いただけます。

定員 20人 **参加費** 無料

申込み TEL、FAX、E-mailにてお申し込み下さい。

問合せ・申込み

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会 地域福祉係

TEL 43-3020 FAX 43-6305 E-mail: csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp

笠原地区に災害ボランティア活動用資機材が設置されました

令和3年6月5日（土）赤い羽根共同募金を利用し、災害時、直ちに要援護者を支援するボランティア活動に着手できるよう、社会福祉法人デンマーク牧場福祉会特別養護老人ホームディアコニア敷地内に、「災害ボランティア活動用資機材」を整備させていただきました。

今後、施設と地域が協力し、地域での災害に備える取り組みを強化していきます。「地域の防災設備が強化され心強い」等の声も寄せられています。社会福祉協議会としても、地域防災の強化に努めて参ります。



発災時の連携について確認しました



調印式の様子

ぼらんていあ通信

volunteer communication

第87号

募集

運転ボランティア講習会を開催します

車いすご利用の方、障がいのある方の通院、外出の際に送迎のお手伝いをしていただく運転ボランティア講習会を開催します！ボランティアをやってみようかな？運転が好きだという方、安全運転について学び、ボランティアとして、活動してみませんか？すでに、地域等で外出や送迎のボランティアとして、活躍されている皆様もぜひご参加ください。

- 日時** 令和3年11月2日（火）午後1時30分～午後4時30分
- 場所** 袋井市ボランティアセンター（はーとふるプラザ袋井）久能2515-1及びセンター駐車場
- 講師** 一般社団法人日本自動車連盟（JAF）静岡支部
- 内容** 安全運転の心得について、車両の実技講習、移動支援用車両の操作説明
- 定員** 10人（先着順） **参加費** 無料
- 申込み** TELまたはFAX、E-mailにてお申し込み下さい



募集

一緒に学びませんか？～点訳率社員養成講座～

目の見えない方・見えにくい方にとって大事な文字である点字について、基礎から学ぶことができる点訳率社員養成講座を開催します。点訳サークル「つくしの会」が講師となり、わかりやすく楽しい講座となっています。ぜひ、ご参加下さい。

- 日時** 令和3年9月21日～11月16日（10月19日は除く）
毎週火曜日 午後7時～午後8時30分 全8回
- 会場** 社会福祉協議会 会議室
- 内容** 点字器を使用しての本の点訳の基本・絵本づくり、テキスト学習
- 対象** 市内在住又は、在学・在勤者で中学生以上の方
- 定員** 10人 **参加費** 無料
- 申込み** TELまたはFAX、E-mailにてお申し込み下さい



問合せ・申込み

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会 地域福祉係
TEL 43-3020 FAX 43-6305 E-mail: csw-fukur@fukuroi-shakyo.or.jp

福祉チャリティバザー・袋井市ふれあい広場の中止について

令和3年9月に開催予定でございました「福祉チャリティーバザー」・「ふれあい広場」ですが、現在、発生している新型コロナウイルス感染予防の観点から市民の皆様をはじめ、参加者及び関係者の健康・安全面を第一に考慮した結果、どうしても密を防ぐことができないため、やむを得ず昨年に引き続き開催を中止させていただきますことといたしました。

市民の皆様には御迷惑をお掛けし大変申し訳ございませんが、何卒御理解をいただきますようお願い申し上げます。

また、例年、福祉チャリティバザーにて食品等の御寄付をいただいておりますが、現在、新型コロナウイルスにより、生活がお困りの方が増えております。生活にお困りの方の支援として、食料品を提供する「フードドライブ」を市役所、浅羽支所、はーとふるプラザ袋井、岡崎会館、各コミュニティセンターにて実施しております。ぜひ、御協力をお願いします。

あたたかい♡ ありがとうございます

令和3年 5月13日～
令和3年 8月10日

★社会福祉事業寄付者 7件…3,065,906円

(葵町) 原田英之様 (愛野東) (一社) 勸農報徳社様
(新池) ユニー(株) “小さな善意で大きな愛の輪” 運動ピアゴ袋井店 店長齋藤宏様
(豊沢) 八昭会一同様 (市内) 匿名様 3件

★善意銀行寄付者

《金品預託者》3件…18,600円

(愛野南) 窪野隆能様 (旭町) 小澤武司様 (葵町) 小林正子様

《物品預託者》53件

(宇刈) 鈴木芳之様 (国本) 大和ハウス工業(株)様 (広岡) 岡山正行様 (高尾町) さつき会様
(久能) 静岡県立袋井商業高等学校女子テニス部様 (堀越) 袋井ロータリークラブ様 (諸井) 静岡製機(株)様
(大谷) 大谷自治会様 (湊) 廣岡英一様 (堀越) (株)ダイナム静岡袋井店様 (田町) 齋藤清枝様 (下山梨) 下山梨上自治会様
(堀越) ワタミの宅食袋井営業所様 (富里) 浅原喜代子様 (市内) 村田絹江様 (静岡市) 静岡トヨタ自動車(株)様
(浜松市) (株)杏林堂薬局様 (掛川市) (株)パントーネシステム様 (市内) 匿名様31件 (市外) 匿名様1件 (県外) 匿名様3件



静岡トヨタ自動車(株)様より



(株)ダイナム静岡袋井店様より
笠原児童館にて

袋井南部地域包括支援センターからのお知らせ



おしゃべりカフェは、認知症の方やその家族、また介護について知りたい方や、地域の方どなたでも参加できる集いの場です。淹れたてのコーヒーでほっと一息つきませんか？

- ◆ 事前予約は不要です！
- ◆ 介護や認知症についてお気軽にご相談ください！

日時 毎月第3火曜日 午前9時30分～11時30分

会場 9月21日 豊沢コミュニティセンター
10月19日 田原農村総合管理センター
11月16日 高南コミュニティセンター

問合せ 袋井南部地域包括支援センター TEL42-7939

パート(登録)ホームヘルパー 募集中!

～一緒に楽しく仕事しませんか～

- 資格** 介護職員初任者研修修了者 (旧ホームヘルパー2級以上)
- 仕事** 訪問介護 (身体介護・家事援助)
- 賃金** 訪問介護…時給1,100円(土日・祝日は1,485円)
- 勤務時間** 相談に応じます (土日・祝日・早朝夜間勤務できる方歓迎)
- 精勤手当** 年2回
- 訪問手当** 支給
- 制服** 貸与
- 問合せ** 訪問介護事業所(浅羽支所内)TEL 24-0012

60歳以上の方、子育て中の方大歓迎!!
1時間からでも仕事ができます。

老後を安心して暮らすために…

生活支援 サービス

安心ライフ サポート

介護予防 事業

・日常生活の「困りごと」
・将来の「心配ごと」「悩みごと」 → お気軽に
ご相談ください

ただ今、支援者、利用者を募集中です。
(支援者には謝金を支払います)

一般社団法人 袋井シニア支援センター
TEL 0538-45-0355 袋井市泉町二丁目8-9

20歳～64歳で現在、日常生活に支障がある方

障害年金を受け取れる可能性があります。

事務手数料・着し金・初回相談料 無料0円

無料相談実施中

完全予約制

例えば

●精神 ●人工造物 ●眼 ●耳 ●肢体 ●脳梗塞 ●心疾患など
社労士(男女各1名)が承ります

※ 受給決定されなければ報酬はいただきません

社会保険労務士事務所

E-人事

〒430-0856 浜松市中区中島3-4-19

(浜松駅より車で5分、遠鉄バス⑦番乗り場より「竜禅寺小学校」下車徒歩1分)

☎053-460-7139

給料計算から助成金・就業規則・労務管理までおまかせください

E-人事

検索

私たちは袋井市の地域福祉を応援しています

社協は地域福祉を推進するため、「地元でお買い物!!」をスローガンに地元の商店等を応援しています。